

岡山医療生活協同組合総合病院岡山協立病院[指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業所]運営規程

(事業の目的)

第1条

岡山医療生活協同組合総合病院岡山協立病院が開設する指定通所リハビリテーション事業所及び指定介護予防通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション事業及び指定介護予防通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は管理栄養士が、要介護または要支援状態にあり、医師が指定通所リハビリテーション事業または指定介護予防通所リハビリテーション事業の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーションまたは指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 通所リハビリテーションの提供にあたっては、要介護状態となった場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要介護者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2 介護予防通所リハビリテーションにおいては利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(事業所の名称等)

第3条

- 1 名称 総合病院 岡山協立病院 通所リハビリテーション事業所
- 2 所在地 岡山市中区赤坂本町 8-10 総合病院岡山協立病院 リハビリテーション室内

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者：医師（常勤1名）

管理者は、事業の運営や経営や事故、緊急時の対応などを主に行う。

2 医師 2名 (常勤職員)

医師は、通所リハビリテーション計画を理学療法士、作業療法士と協力して作成するとともに、医学的な管理指導などを行う。

3 理学療法士 3名以上 (常勤職員)

理学療法士は、(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーションまたは介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる。

4 作業療法士 1名以上 (常勤職員)

作業療法士は、(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーションまたは介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる。

5 言語聴覚士 1名以上 (常勤職員)

言語聴覚士は、(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーションまたは介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる。

6 管理栄養士 1名以上 (常勤職員)

管理栄養士は、(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーションまたは介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる。

(事業の営業日及び営業時間)

第5条

事業の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 8時30分~17時00分
- 3 サービス提供時間 1単位目 9時30分~10時40分
2単位目 10時50分~12時00分
3単位目 13時40分~14時50分 (水曜日を除く)

(指定通所リハビリテーションの利用定員)

第6条

各単位とも定員は13名とする。

(指定通所リハビリテーション事業の内容)

第7条

(介護予防)通所リハビリテーション事業の内容は以下の通りとする。

1 個別療法

利用者の状態に応じて、理学療法士または作業療法士または言語聴覚士が個別にリハ

ビリテーションの提供にあたる。

2 自主トレーニング

各種評価に基づき、理学療法士または作業療法士または言語聴覚士がトレーニングメニューを作成・指導する。

3 集団運動療法

職員の管理の下、全身調整運動を中心とした集団体操等を提供する。

4 物理療法

空気圧式マッサージ、温熱療法、電気治療等を提供する。

5 栄養指導

管理栄養士の指導の下、栄養指導にあたる。

(利用料等)

第8条

- 1 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に書く利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 上記1に掲げるものの他に、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることがある。尚、以下に掲げるもの以外の利用料は一切徴収しない
 - ・ キャンセル料：当日9時までに連絡がない場合、予定額の全額をお支払い頂く。
- 3 上記2の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で行うこととする。

(通常の事業の実施地域)

第9条

通常の事業の実施地域は以下の通りとする。

実施地域：岡山市中区（竜操・高島中学校区を除く）

実施地域以外の受け入れについては個別に相談の上、実施の可否を判断する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条

- 1 サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認する。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに届け出る。
- 2 利用希望者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに

当該申請が行われるよう必要な援助を行う。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

- 3 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所リハビリテーション計画」を作成する。なお、作成した「通所リハビリテーション計画」は、利用者又は家族にその内容を説明することとする。
- 4 サービス提供は「通所リハビリテーション計画」に基づいて行うこととする。なお、「通所リハビリテーション計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができることとする。
- 5 通所リハビリテーション従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行うが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行うこととする。

従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。また、従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- 1 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう配慮する。
- 2 気分が悪くなった時は申し出る。
- 3 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。
- 4 貴重品の管理は利用者自身で行うものとする。
- 5 利用者が事業所内で営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動を行うことを禁止する。

（緊急時等における対応）

第 11 条

利用者に対するサービス提供中に、利用者に病状の急変等が生じた場合等の対応は次のとおりとする。

- 1 従業者は、利用者に病状の急変等が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 従業者は前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告するものとする。

（事故発生時の対応）

第 12 条

- 1 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を

行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業者は前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(非常災害対策)

第 13 条

事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備える為、定期的に避難・救出訓練を行う。

(身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続き)

第 14 条

- 1 事業所は通所リハビリテーション事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - ①身体的拘束等の適正化のための指針の整備
 - ②従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(虐待防止のための措置)

第 15 条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止に関する責任者の選定（重要事項説明書に記載）
 - (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための委員会を設ける。委員会の役割としては下記とする
 - ①虐待防止のための刺針を整備
 - ②委員会の開催（東中央病院を含めた定期開催は 4 月とし、虐待が疑われる事例報告があった場合には随時開催する）
 - ③虐待事例の報告があれば、情報の収集および一括管理を行なう。
 - ④委員会を適切に実施するための代表者を選定する。
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第 16 条

- 1 事業所は、適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(苦情解決体制の整備)

第 17 条

- 1 事業所は、指定通所リハビリテーション等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は指定通所リハビリテーション等の提供に関し、法第 23 条の規程により市長村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は提供した指定通所リハビリテーション等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第 18 条

- 1 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
- 2 利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

(ハラスメント対策)

第 19 条

事業所は、事業所の定める「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントの防止に関する規定」に従い、ハラスメントの防止に努める

(感染対策)

第 20 条

事業所は、事業所の定める感染対策の指針およびマニュアルに基づき感染対策を実施する。従業員は、事業所の定めに従い、年 2 回の感染対策に関する研修会に参加する

(その他運営に関する重要事項)

第 21 条

- 1 事業所は、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は岡山医療生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 事業所は、指定通所リハビリテーション等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

附則

この運営規程は 2013 年 10 月 1 日より実施する。

この運営規程は 2014 年 2 月 1 日より改訂実施する。

この運営規程は 2014 年 2 月 5 日より改訂実施する。

この運営規程は 2015 年 4 月 1 日より改訂実施する。

この運営規程は 2015 年 5 月 1 日より改訂実施する。

この運営規定は 2016 年 4 月 1 日より改訂実施する。

この運営規定は 2021 年 4 月 1 日より改訂実施する。

この運営規定は 2024 年 4 月 1 日より改訂実施する。